

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市防災用倉庫設置補助金		市の担当部課	市民部防災交通課			
				問い合わせ先	0568-44-0346			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		コープタウン犬山		代表者名	高橋 美樹			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市防災用倉庫設置補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成16年度	補助終了年度	令和6年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		南海トラフなどの大規模地震災害への備えは急務であり、昨今は台風などによる風水害も多発している。市全体の防災力向上には、地域単位での備えは欠かせないものであり、災害時における自助の力を高めるために、町内会における防災倉庫の整備に対する補助は効果が大きい。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和4年度実績		令和5年度実績		令和6年度予算		
		1,000,000 円		129,000 円		300,000 円		
		(1,000,000 円)		(129,000 円)		(300,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		町内会や自主防災会が、地震や風水害等の災害に備えるため、防災用資機材、食料等を備蓄する防災用倉庫を設置する際に、その事業に要する経費の2分の1(上限100万円)を補助。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		269,476 円				
		うち補助対象経費		269,476 円				
		補助対象経費の内訳		コープタウン犬山				269,476 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		防災倉庫設置費用の1/2				
		補助限度額		1,000,000円				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		町内会において防災倉庫を整備することによって、地域で適切に防災用資機材、食料等を備蓄できるようになり、地域の防災力が向上することで市全体の防災力の向上に繋がる。						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	犬山市自主防災活動支援補助金			市の担当部課	市民部防災交通課	
				問い合わせ先	0568-44-0346	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	時迫間町内会 はじめ13団体			代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	令和6年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	南海トラフ地震など、大規模地震災害や風水害への備えとして、市全体の防災力を高めるため、地域での住民自治として防災に取り組む自主防災会は欠かせない。資機材を適正に維持するため、更新していくことは、自主防災会の防災力を維持するために必要であり、災害時における自助の力を高めるため資機材更新に対する補助は効果が大きい。					
補助金の額 ()は一般財源の額	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
	351,000 円	254,100 円	255,900 円	500,000 円		
	(351,000 円)	(254,100 円)	(255,900 円)	(500,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容	町内会や自主防災会が地震、風水害等の災害に備えるため、防災用資機材を更新する場合に、更新に要する経費の2分の1について補助(上限5万円)する。					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			— 円		
	うち補助事業全体の経費			716,278 円		
	うち補助対象経費			716,278 円		
	補助対象経費の内訳			自主防災活動のための資機材購入経費(13件) 716,278 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		防災用資機材更新費用の1/2			
	補助限度額		50,000円			
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	自主防災組織を育成、支援し、防災用資機材等を適正に配備することで、地域の防災力の向上につながった。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			— 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			— 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市感震ブレーカー設置費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0346		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 5名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市感震ブレーカー設置費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和元年度	補助終了年度 令和6年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		南海トラフについて、国が発表している地震発生確率が70%～80%と非常に高くなっており、大規模地震災害への備えは急務である。震災時の火災は、広域的に延焼が広がる恐れがあり、個々の備えを支援することで、地域の防災力を向上させることができる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0 円	1,000 円	13,700 円	100,000 円		
		(0 円)	(1,000 円)	(13,700 円)	(100,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		個人が、犬山市内に自らが所有又は居住する住宅(木造)に感震ブレーカーを設置した際に、その事業に要する経費(購入及び設置)の2分の1に相当する額(上限5,000円)を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		31,146 円			
		うち補助対象経費		31,146 円			
		補助対象経費の内訳		感震ブレーカーの購入及び設置費用(5件)		31,146 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		感震ブレーカーの購入及び設置費用の1/2			
		補助限度額		5,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		個人において感震ブレーカーを設置することにより、地震後の通電火災のリスクが減り、また個人の防災意識の向上にもつながる。また、火災の延焼を防ぐことで、地域の防災力が向上し、市全体の防災力の向上に繋げることができる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市防災人材育成補助金		市の担当部課	市民部防災交通課	
				問い合わせ先	0568-44-0346	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市防災人材育成補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度 令和6年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		地域防災力の向上のため、大地震や台風災害等の発生時に、率先して地域で避難行動を呼びかける防災人材を育成する必要がある。そのため、あいち防災協働社会推進協議会及びあいち・なごや強靱化共創センターが主催する講座「防災・減災カレッジ」の受講を推進する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		0 円	0 円	0 円	30,000 円	
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(30,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		「防災・減災カレッジ」を受講する個人に対して、受講(防災基礎研修及び地域防災コース又は防災Vcoコース)に要した費用(上限6,000円)を補助する。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		0 円		
		うち補助事業全体の経費		0 円		
		うち補助対象経費		0 円		
		補助対象経費の内訳				
補助額の算出方法		補助率、補助額		防災・減災カレッジの受講に要した受講料の額 (講座受講数による。最小の受講時の補助率10/10)		
		補助限度額		6,000円		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		防災に係る人材を育成、支援することで、地域の防災力の向上につながる。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	犬山交通安全協会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課	
			問い合わせ先	0568-44-0347	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山交通安全協会		代表者名	会長 曾我 公彦	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山交通安全協会補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成11年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	交通の安全を推進するためには行政が市民と一体となることが必要であり、補助対象団体は、その中核となる団体であり、それに代わる団体がいないため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	交通安全教育や広報活動及び交通弱者の保護活動等、交通安全対策を推進し、交通事故の減少を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
	1,672,000 円	1,672,000 円	1,672,000 円	1,672,000 円	
	(1,672,000 円)	(1,672,000 円)	(1,672,000 円)	(1,672,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全広報啓発活動 交通安全教育活動 交通安全運動 				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		9,342,565 円		
	うち補助事業全体の経費		9,342,565 円		
	うち補助対象経費		6,204,665 円		
	補助対象経費の内訳		人件費(正規職員1名、パート職員2名)		4,495,000 円
			共済費		453,578 円
			運営費		187,799 円
			事業費		785,403 円
その他雑費			282,885 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		1,672,000円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	交通事故防止の啓発活動及び交通安全教育の実施により、市民の交通安全意識の高揚が図られた。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		3,137,900 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		3,137,900 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市交通婦人会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市交通婦人会		代表者名	会長 森岡 万朱衣		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市交通婦人会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成2年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		当該団体は女性のみで構成された団体であり、女性の視点による交通安全活動を展開しており、それに代わる団体がいないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		交通安全・交通道徳に対する意識高揚を図り、もって市民の安全で快適な生活の実現に寄与する。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		171,000 円	171,000 円	171,000 円	171,000 円		
		(171,000 円)	(171,000 円)	(171,000 円)	(171,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・交通キャンペーンの実施 ・シートベルト&チャイルドシート関所への参加 ・交通大監視出発式への参加 ・交通安全啓発活動の実施 					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		327,673 円			
		うち補助事業全体の経費		327,673 円			
		うち補助対象経費		307,766 円			
		補助対象経費の内訳		活動費	80,100 円		
				事業費	149,766 円		
				事務費	77,900 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		171,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		地域に根差した交通安全啓発活動を実施し、地域の子どもをはじめ地域住民に対し交通安全の意識の高揚を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		19,907 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		19,907 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	犬山市市民交通安全協議会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課	
			問い合わせ先	0568-44-0347	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市市民交通安全協議会		代表者名	会長 後藤 和夫	
関係規定	法令	—		条例	—
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市市民交通安全協議会補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成2年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	当該団体は、犬山市内の町会長で組織され交通安全活動を主とした活動をしており、それに代わる団体は無いため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	交通安全・交通道徳に対する意識高揚を図り、もって市民の安全で快適な地域社会を実現する。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
	56,540 円	58,718 円	57,860 円	68,000 円	
	(56,540 円)	(58,718 円)	(57,860 円)	(68,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全啓発資材の購入 交通安全啓発活動の実施 				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		57,860 円		
	うち補助事業全体の経費		57,860 円		
	うち補助対象経費		57,860 円		
	補助対象経費の内訳	啓発資材購入		55,330 円	
		研修費		2,530 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助率100% 57,860円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	講演会の中止等により支出額が補助金額を下回ったため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	町内会運営に関する研修の実施、情報交換など交通安全活動を行い、町会長同士の顔の見える関係の構築、情報共有や識見を広げることにより、地域による交通安全活動の円滑運営を推進することができる。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,009 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,009 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課	
				問い合わせ先	0568-44-0347	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 676名		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度 令和7年度
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		ヘルメット購入に係る費用を補助することで、ヘルメットの装着を促し、自転車乗車中の交通事故による人的被害の重大化防止を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績
		868,800 円		441,900 円		1,248,100 円
		(429,400 円)		(219,300 円)		(625,050 円)
令和6年度予算		1,600,000 円				
市の補助金を使って実施した事業の内容		・ヘルメットの購入				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			- 円	
		うち補助事業全体の経費			3,987,214 円	
		うち補助対象経費			3,987,214 円	
		補助対象経費の内訳			自転車乗車用ヘルメット購入費 3,987,214 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		ヘルメット1個当たり購入・販売金額の1/2		
		補助限度額		2,000円		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	ヘルメット購入後に提出される申請書により確認後、補助金を交付するため	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		交通事故による人的被害の重大化防止を図ることができ、安全で安心なまちづくりの推進につながる。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—	
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—	
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山扶桑防犯協会補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山扶桑防犯協会		代表者名	会長 稲山 達也		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山扶桑防犯協会補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成2年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		補助対象の団体は、犬山警察署管内で組織されており、地域防犯活動の中心として活動している団体であり、他に代わる団体はないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		防犯活動の促進及び活性化を図ることにより、地域住民の自主防犯の意識の高揚及び防犯活動の推進を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		1,784,000 円	1,784,000 円	1,784,000 円	1,784,000 円		
		(1,784,000 円)	(1,784,000 円)	(1,784,000 円)	(1,784,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		安全なまちづくり県民運動の実施 防犯教室等の開催 防犯キャンペーンの実施 など					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		4,374,931 円			
		うち補助事業全体の経費		4,374,931 円			
		うち補助対象経費		3,817,404 円			
		補助対象経費の内訳		運営費	558,522 円		
				事業費	1,973,992 円		
				人件費(パート職員1名)	1,261,746 円		
雑費	23,144 円						
補助額の算出方法		補助率、補助額		1,784,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	精算の必要がないため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		交通事地域において、防犯講話、防犯教室、防犯キャンペーンなど防犯活動を推進することにより、住民に犯罪に対する注意喚起を促すとともに防犯意識の高揚を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		557,527 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		557,527 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市自主防犯パトロール団体等活動費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		羽黒地区コミュニティ推進協議会 はじめ3団体		代表者名	会長 横井耕市 ほか		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自主防犯パトロール団体等活動費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成26年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地域住民の防犯意識の高揚及び防犯活動の推進により、地域における犯罪の防止を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		25,700 円	40,400 円	53,400 円	100,000 円		
		(25,700 円)	(40,400 円)	(53,400 円)	(100,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		青色回転灯装備車による防犯パトロール活動					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-			
		うち補助事業全体の経費		107,190 円			
		うち補助対象経費		107,190 円			
		補助対象経費の内訳		羽黒地区コミュニティ推進協議会		22,654 円	
				楽田地区コミュニティ推進協議会		78,191 円	
				東コミュニティ推進協議会		6,345 円	
—				—			
補助額の算出方法		補助率、補助額		青色回転灯装備車による防犯活動に要する燃料費の1/2(専用車の場合は実費、それ以外は実施距離1Kmにつき15円)			
		補助限度額		100,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	専用車は燃料費の実費分、それ以外は実施距離を実績報告書により確認後、補助金を交付するため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		地域における犯罪発生が抑止されるとともに地域住民の防犯意識の高揚が図られ、地域の防犯力が向上した。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	犬山市防犯カメラ設置費補助金			市の担当部課	市民部防災交通課	
				問い合わせ先	0568-44-0347	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	地産団地町内会 はじめ2団体			代表者名	会長 岩角 宏明	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市防犯カメラ設置費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	公募により選定		補助開始年度	平成27年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	安全で安心なまちづくりを推進し、もって犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	
	500,000 円		504,000 円		660,000 円	
	(500,000 円)		(504,000 円)		(490,000 円)	
令和6年度予算	1,000,000 円					
市が補助金を使って 実施した事業の内容	防犯カメラ本体、記録装置、表示板の購入及び設置					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)			—		
	うち補助事業全体の経費			1,320,000 円		
	うち補助対象経費			1,320,000 円		
	補助対象経費の内訳			地産団地町内会 990,000 円		
				犬山安全・安心まちづくり協議会 330,000 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		防犯カメラ本体、記録装置、表示板の購入及び設置に係る費用の1/2			
	補助限度額		1,000,000円			
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	防犯カメラ設置に係る完了報告書により確認後、補助金を交付するため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防犯意識の向上が図られ地域防犯力が高まる。 ・犯罪抑止効果により犯罪を未然に防ぐとともに犯罪発生時には犯人の検挙に役立つ。 ・安全安心な住環境が整い、住みよいまちとして定住促進につながる。 					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			—		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					—	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市防犯対策費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 60名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市防犯対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犯罪の抑止及び市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりの推進を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	
		788,600 円		517,200 円		573,600 円	
		(788,600 円)		(517,200 円)		(389,350 円)	
令和6年度予算		1,000,000 円					
市の補助金を使って 実施した事業の内容		住宅に対する防犯対策の実施					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		4,270,064 円			
		うち補助対象経費		4,270,064 円			
		補助対象経費の内訳		防犯対策購入費		4,270,064 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		防犯対策に要した費用の1/2			
		補助限度額		10,000円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	防犯対策購入・設置後に提出される申請書により確認後、補助金を交付するため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		犯罪の抑止及び市民の防犯意識の高揚が図られ、安全で安心なまちづくりの推進につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金		市の担当部課	市民部防災交通課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 83名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市特殊詐欺防止用電話機器購入費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和2年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犯罪の抑止及び市民の防犯意識の高揚を図り、安全で安心なまちづくりの推進を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績	
		132,200 円		153,500 円		408,400 円	
		(132,200 円)		(153,500 円)		(224,150 円)	
令和6年度予算						250,000 円	
						(125,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,666,073 円			
		うち補助対象経費		1,666,073 円			
		補助対象経費の内訳		特殊詐欺防止用電話機器購入費		1,666,073 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		特殊詐欺防止用電話機器の購入及び設置に要した費用の1/2			
		補助限度額		5,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	電話機器購入・設置後に提出される申請書により確認後、補助金を交付するため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止し、安全で安心なまちづくりの推進につながる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。